申請手続等

〇　令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに納期限が到来する**地方税（個人町民税、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）**が対象になります。

〇　これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税についても、遡ってこの特例を適用することができます。

対象となる地方税

　以下の①②の両方を満たす納税者が対象になります。

①　新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１ヵ月以上）において、事業等に係る収入が前年の同時期に比べおおむね２０％以上減少していること。

②　一時に納付を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる方

〇　**令和２年６月３０日、又は納期限のいずれか遅い日**までに申請が必要です。

〇　申請書は**役場総合案内窓口**、又は**古丹別支所（苫前町公民館）**で配布しているほか、**苫前町のホームページ**からダウンロードできます。

〇　申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料を提出する必要がありますのでご持参願います。

〇　申請書の提出方法については、役場総合案内窓口への提出のほか、郵送やｅＬＴＡＸでの提出も可能です。

※その他ご不明な点などがございましたら下記の問合せ先へご連絡ください。

**申請先（問い合わせ先）**

**苫前町役場　住民生活課　税務係　℡：０１６４－６４－２２１３（直通）**

〇　新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、１年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

〇　担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて納付していただくことになります。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴 収 猶 予 の 「 特 例 制 度 」